平成２２年（フ）第１９号
千葉県市原市中高根1346番地169
債務者　潮　　征志
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０号
千葉県市原市中高根1346番地169
債務者　潮　　久美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６号
千葉県市原市光風台５丁目179番地
債務者　大塚　佳織
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３号
千葉市稲毛区園生町1107番地１　グリーンプラザ園生１号棟102号
債務者　渡辺　亜古
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
長野県松本市桐２丁目１番５号　ハイツ保科301号室、前住所長野県松本市白板１丁目１番14号
債務者　松田　治行
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１８号
長野県松本市宮渕１丁目３番23号　コートプラザモア208号室
債務者　太田　　純
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７８号
高知県室戸市室戸岬町567番地５
債務者　安岡　裕之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
高知県室戸市室戸岬町567番地５
債務者　安岡　正子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３号
高知県安芸市清和町４番14号
債務者　谷　　建二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
北海道小樽市赤岩２丁目22番15号、前住所北海道小樽市長橋２丁目11番18号
債務者　渡邉由美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道小樽市稲穂４丁目７番126号　ロジェ稲穂603号室、住民票上の住所札幌市南区川沿３条２丁目５番13号　ハイツ下山103号
債務者　前田ふさ美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第６７４号
青森県むつ市緑ヶ丘８番１号
債務者　柳谷　政志
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７５号
青森県むつ市緑ヶ丘８番１号
債務者　柳谷眞喜子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
仙台市太白区秋保町湯元字畑３番地の４　ホテル瑞鳳女子寮410
債務者　櫻井惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
仙台市太白区中田２丁目11番31号
債務者　庄子　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
宮城県宮城郡利府町青山三丁目38番地２
債務者　田畑美喜子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
仙台市青葉区木町通２丁目１番33―605号
債務者　板垣　由起
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係